

## 国費外国人留学生のアルバイトの取扱いについて

令和6年1月  
文部科学省高等教育局  
参事官（国際担当）付留学生交流室

国費外国人留学生が資格外活動として行うアルバイトについて、従来、その諾否も含めた指導は、受入れ機関における学生指導として行われてきました。しかし今日、優秀な留学生の卒業後の国内就職率の向上を我が国として目指していること（注）や、また近年奨学金の支給額が据え置かれている中で、物価高騰も相まって、一部の国費留学生から奨学金のみで学生生活を送ることが厳しいという意見が寄せられていることなどを踏まえ、この度、国費外国人留学生のアルバイトの取扱いについて、文部科学省として基本的な考え方を示すこととしました。

（注）「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5年4月27日教育未来創造会議）において、「留学生の卒業後の国内就職率6割を目指す」ことが盛り込まれている。

文部科学省としては、国費外国人留学生のアルバイトについて以下のような意義があると考えています。

- ・優秀な留学生が、卒業後に円滑に国内就職・定着する上では、留学生の日本語取得及び日本社会への理解促進が重要となるが、そのために留学生のアルバイトは有用な経験となりうること
- ・留学生が地域でアルバイト等の活動を行うことは、地域社会における共生社会を実現する一助にもなること

一方で、国費外国人留学生は、将来の二国間の懸け橋となることや我が国の教育研究力の向上に寄与することを期待されて国費から給与を支給されている以上、アルバイトに没頭するあまり学業や研究が疎かになることがあってはなりません。

これらを踏まえ、国費外国人留学生のアルバイトについて、個別の事例の諾否等は引き続き受入れ機関における学生指導の一環として指導いただく方針に変更はありませんが、全面的にアルバイトを禁止している受入れ機関におかれましては、学業や研究に支障がない範囲において、アルバイトの意義や留学生を取り巻く経済的状況を踏まえ、柔軟にご対応いただきたいと考えています。

その際、国費外国人留学生にアルバイトを認めることによる弊害等が懸念される場合は必要に応じて、アルバイトの内容や就労時間等についてガイドラインを定めることや、アルバイトを届出制とすること等も含めて、ご検討ください。

**【本件担当】**

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付  
留学生交流室国費留学生係

TEL : 03-5253-4111（内線3362）

E-mail : ryuugaku@mext.go.jp